

# 令和4年度 第1回三木市文化財保護審議会議事録

## 1 開会日程

- (1) 開会 令和4年10月28日(金) 午前10時
- (2) 閉会 令和4年10月28日(金) 正午

## 2 場 所 　　みき歴史資料館　3階講座室

## 3 議 題

### (1) 報告事項

ア 令和4年度文化財保護事業実施計画について

### (2) 協議事項

ア 市指定文化財の指定計画について

イ 「兵庫県立三木山森林公園のコバノミツバツツジ群落」の調査報告と今後の方針について

ウ 市指定文化財の指定について

(諮問第1号)「筒井俊雄氏所蔵染形紙」

## 4 出 席 者

(1) 委 員 宮田 逸民、藤田 均、伊賀 なほゑ、千種 浩、中久保 辰夫、依藤 保、  
山田 貴生

(2) 事務局 本岡教育総務部長、金井文化・スポーツ課長、富田館長、金松係長

## 5 公開・非公開の別 公 開

## 6 傍聴人の数 0 人

\*\*\*\*\*

## 1 開会

## 2 委嘱状交付

## 3 会長及び副会長の選出 宮田逸民氏を会長、依藤保氏を副会長に選出

#### 4 報告事項

令和4年度文化財保護事業実施計画について（資料1）

（事務局から報告）

[委員]

企画展が開催されていない期間に、市民が企画した展示を短期間行うことは可能か。

[事務局]

企画展と企画展の間にある3～4週間は準備期間に充てており、難しいと思う。ただ、事前提案があれば、資料提供をしていただいた上で企画展として開催することは可能だと思う。

[委員]

地域文化財総合活用推進事業の補助率は毎年度変わるが、今年度の補助率はどれ位だったか。

[事務局]

今年度は令和4年度地域文化財総合活用推進事業に加え、全額補助を謳った令和3年度補正予算事業も追加された。ただ、補正予算事業については全額補助とはならず、いずれも全体で約75.8%の補助率となった。

[委員]

前回の審議会で話があった、市指定文化財として諮問した2つの板碑とは別の古い板碑についてお教えいただきたい。

[委員]

前回諮問した板碑よりもやや新しい年代の板碑が湯谷地区にあると聞いているが、まだ調査できておらず、調査が終われば報告したいと思う。

[委員]

来年度からという意味ではないが、市史編さん事業も進み、地域編も順次刊行されていることから、今後、歴史ウォークなどで該当する地区に関する資料配布や資料展示を連動してはどうか。また、公民館で講座を開催すれば、刊行された地域編が根付いていくのではないか。

## 5 協議事項

### (1) 市指定文化財の指定計画について（資料2）

（事務局から説明）

[委員]

県指定の中期候補物件に付けられた星印は、どういった意味があるのか。

[事務局]

星印の物件は、既に市指定となっている文化財の内、県指定文化財に今後なり得るものとして挙げている。愛宕山古墳については、これまで市史編さん事業で協力いただいている大阪大学が主体となって来年3月頃に調査を予定しており、調査成果が上がれば県指定候補になるのではと考えている。

[委員]

個人的に愛宕山古墳は県指定になり得る文化財だと思うが、県指定への希望は所有者や市からなのか、それとも県からそういった話があるのか。

[事務局]

新宮神社石鎚は、県から特段話があったわけではない。蓮花寺鬼踊りは、令和2年3月に県が刊行した『兵庫県の祭り・行事』で紹介されており、市として県指定になるのではと考えている。また、愛宕山古墳については、県の担当者から調査成果が上がってくれば候補物件になり得ると伺っている。

[委員]

蓮花寺鬼踊りとは別に、短期の候補物件として三木鬼追い式が挙げられているが、順序としてこれで良いのか。

[事務局]

県指定文化財となるには、まず市指定文化財でなければならず、一足飛びに県指定とはならない。既に市指定文化財に指定されている蓮花寺鬼踊りとは違い、三木鬼追い式は市指定文化財に向けた話が過去にあったものの調査されておらず、子鬼や孫鬼も加わるなど変容もみられることから、事務局としては県登録無形民俗文化財への登録を考えている。

[委員]

三木鬼追い式は、必ずしも古式を残しているとは言えず、市指定文化財とは

違う趣旨のものではなかろうか。ただ、伝承は興味深いものであり、長期・困難の候補物件に挙げられている月輪寺鬼面は価値があると考えられる。

(2) 「兵庫県立三木山森林公園のコバノミツバツツジ群落」の調査報告と今後の方針について（資料3）

（事務局から説明）

[委員]

県立三木山森林公園のコバノミツバツツジ群落は、「兵庫県版レッドデータブック 2022（植物・植物群落）」でCランクとして記載されているが、Cランクとはどういった位置付けなのか。

[事務局]

Cランクは4段階あるランクの1つで、今後消滅の危険性が高まるおそれのあるものや、貴重性の程度がやや高いものである。

[委員]

三木山森林公園は県立施設だが、指定管理者である公益社団法人ひょうご農林機構の職員が常駐しているという認識で良いのか

[事務局]

この度の指定申請は、指定管理者の公益社団法人ひょうご農林機構が三木山森林公園を所管する県の農林水産部治山課に掛け合い、所定の手続きを経て申請されたものである。

[委員]

県立三木山森林公園では、平成30年3月に策定された「生物多様性戦略」の将来計画としてコバノミツバツツジの育成が謳われ、しっかりとした管理体制や調査もなされており評価できるのではないかと。ただ、群落の減少には様々な要因があると思うが、他の希少な植物や植生の把握、文化財としての位置付けなど、自然科学分野について市全体としてどのような戦略で行っていくか考えていくべきではないかと。

[事務局]

11月29日、NPO法人三木自然愛好研究会主催で市関係部局に向けて開

催される市内の貴重な植物保護に係る説明会の中で確認していきたいと思う。

[委員]

この報告書だけでは県立三木山森林公園のコバノミツバツツジが増えているか否か分からないが、高木伐採を行って日当たりを確保した上で自然に増やしていくのは良いと思う。ただ、広田神社では保存会があり、コバノミツバツツジを植樹しており、市指定文化財となれば現状変更が必要であることから、植樹を許可するのか否か議論しておく必要がある。

[事務局]

植生管理の有無による違いが見受けられた。他地域からの植樹については、本来あるべき姿ではないと考えている。

[委員]

県立三木山森林公園では、コバノミツバツツジを植樹していないのか。

[事務局]

していない。

[委員]

植樹は問題があると思うが、剪定など管理は必要ではないか。

[事務局]

県立三木山森林公園ではボランティアが多数おられ、整備にも参加されている。

[委員]

現状変更に当たらない日常管理については、問題ないと思う。

[委員]

コバノミツバツツジは、山でよく見られるツツジと同じ品種のものか。

[事務局]

里山景観の中で群生している点が貴重ということである。

[委員]

市指定文化財となれば、観覧者の増加に従いゴミが増え、枝を折って持ち帰られる危険性も増えることが予想される。そういった事案の発生時に指定管理者との連絡体制や管理体制を整備する必要があり、指定後の管理について、群

生植物を指定文化財としている自治体からヒアリングすれば、今後の運用面での参考になるのではないか。

[事務局]

ヒアリングを進めていきたいと思う。

[委員]

次回の審議会で諮問するのか。

[事務局]

今回いただいた課題については県立三木山森林公園とも協議し、次回の審議会で諮問できるよう進めていきたい。

(3) 市指定文化財の指定について（資料4）（現地視察）

（諮問第1号）「筒井俊雄氏所蔵染形紙」

（事務局から説明）

[委員]

文化財の種別を工芸品としている理由はあるのか。

[筒井氏]

三木では金物や鍛冶屋ばかり言われているが、それ以前には型紙の文化があり、その意匠や柄を切り抜く職人の技術力は、現代では真似できないほど高いものだからである。

[事務局]

有形民俗にすることも一案だったが、工芸品と見るべきという筒井氏の指摘も一理あると考え、工芸品として諮問させていただいた。

[委員]

技術的に非常に優れた型紙1点を指定するのであれば工芸品で良いと思うが、産業全体の歴史性を重視し、その証拠として型紙を指定するのであれば有形民俗がふさわしいのではないか。

[事務局]

「播州三木の鍛冶用具と製品」も有形民俗として国登録文化財となっており、金物と並ぶ産業であったという視点では有形民俗になると思う。

[委員]

歴史的価値と芸術的価値が有形民俗の基準になることから、双方の基準を満たしているのであれば有形民俗で構わないと思う。ただ、指定理由をどうやってまとめていくかではないか。

[委員]

員数を一式としているが、点数表示した方が良いのではないか。

[事務局]

筒井氏も金物産業よりも先に型紙産業があった点を重要視されており、産業全体を捉えて有形民俗として、また、員数を1, 242点に変更することで答申いただきたいと思う。ただ、文化財の名称は筒井氏の強い意思で染形紙としているが、一般的には染め型紙と表記されていることから、説明文では染め型紙、名称としては「染形紙」としており、その点を議論いただきたい。

[筒井氏]

三木に残る古文書には「形紙」とはあるが、「型紙」とは書かれていない。

[事務局]

古称を尊重し、名称は「染形紙」として進めていきたいと思う。

今後の流れとしては、会長より答申いただき、11月の定例教育委員会に報告する予定である。なお、指定日は定例教育委員会への報告日となる。

## 6 その他

## 7 閉会